

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票（コピーは不可）等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（<https://www.bit.courts.go.jp/>）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室（０６－６４３８－１８６９）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 20 日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 岸 本 勝 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 5 日から 令和 7 年 6 月 12 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所尼崎支部開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所尼崎支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 20 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	27, 190, 000 21, 752, 000	一括	5, 440, 000	111, 234	41, 405
1	10, 700, 000				
2	16, 490, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 伊丹市南野北三丁目
地 番 24番1
地 目 宅地
地 積 257.78平方メートル
共有者 A 持分15分の10
共有者 B 持分15分の5
- 2 所 在 伊丹市南野北三丁目 24番地1
家屋 番号 24番1
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 112.64平方メートル
2階 54.19平方メートル
共有者 A 持分5分の4
共有者 B 持分5分の1

物 件 明 細 書

令和 7 年 3 月 12 日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 谷 口 一 郎

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

C 及び D が占有している。同人らの占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

隣地（地番 24 番 2）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 伊丹市南野北三丁目

地 番 24番1

地 目 宅地

地 積 257.78平方メートル

共有者 A 持分15分の10

共有者 B 持分15分の5

2 所 在 伊丹市南野北三丁目 24番地1

家屋 番号 24番1

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 112.64平方メートル

2階 54.19平方メートル

共有者 A 持分5分の4

共有者 B 持分5分の1



令和6年(ケ)第30056号
令和7年1月20日受理
令和7年2月27日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所尼崎支部

執行官 山本 学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 伊丹市南野北三丁目
地 番 24番1
地 目 宅地
地 積 257.78平方メートル
共有者 A 持分15分の10
共有者 B 持分15分の5
- 2 所 在 伊丹市南野北三丁目 24番地1
家屋 番号 24番1
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 112.64平方メートル
2階 54.19平方メートル
共有者 A 持分5分の4
共有者 B 持分5分の1



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	伊丹市南野北三丁目1番11号		
土 地	物件1		
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形 状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下 記 以 外 の 建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
建 物	物件2		
種 類、構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：		
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある 種 類： 構 造： 床面積：		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者（C及びD） 上記の者が本建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上 記 以 外 の 敷 地 （ 目 的 外 土 地 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件2関係)			
占有範囲	■全部 □		
占有者	□債務者 ■共有者らの父C及び母D		
占有状況	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □		
■関係人(■共有者Aの陳述／■提示文書(回答書)の要旨			
占有権原	□賃借権 ■使用借権 □		
占有開始時期	昭和40年ころ		
最初の契約日	年 月 日		
契約等期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし		
更新の種別	□合意更新 □自動更新 □法定更新		
現在の契約等期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし		
契約等貸主	□所有者 □その他の者 ()		
当事者借主	□占有者 □その他の者 ()		
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)		
敷金・保証金	□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)		
特約等	□譲渡・転貸を認める □		
その他			
執行官の意見	■上記のとおり ■下記のとおり □「執行官の意見」のとおり		
C及びDは、共有者A及びBの父母であり、その占有権原は、身分関係、共有者Aの陳述等に照らせば上記のとおり使用借権と認められる。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 物件1土地（以下「本件土地」という。）の現況について

本件土地を適宜概測、概観してみたところ、形状は概ね地積測量図のとおりであると推測される。本件土地は、物件2建物（以下「本件建物」という。）の敷地となっている。本件土地は南側市道とほぼ等高な概ね平坦地である。東側の隣接地（地番24-2）との境界については、地積測量図に基づいて概測した地点周辺に境界標が見当たらず判然としないので、隣地土地所有者の立会の下、専門家による測量等により確認する必要がある。

2 本件建物の現況について

共有者Aと、C及びD立会いの上、本件建物の立入調査を実施したところ、形状等は、概ね建物図面各階平面図のとおりであるほか、添付写真のとおり。目視の限りでは、室内は全体的に老朽化しており経年相応の劣化が見受けられたほか、玄関入口を入った南側の天上部分に水漏れ跡があり、天井板の一部が湾曲しているのが見受けられた。さらに、1階浴室の天井部分に雨漏り跡が見られ、2階納戸の換気扇からも雨の浸透がある状態であった。また、2階の廊下付近の床が、若干北東側から南西側に下り傾斜している感触があった。室内はオール電化で、コンロはIH、給湯は電気温水器であるが、共有者Aの陳述によれば、給湯器は老朽化のため故障しており使用できないとのことであった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 共有者 A (同上)	1 本件土地建物は、私の父 C と母 D が使用居住しております。使用するに当たっての特段の取り決めはなく、賃料の支払などありません。自分を含め兄弟はそれぞれ別で生活しています。 2 本件建物は、以前玄関入口付近の天井の雨漏りがありました。あと風呂の天上部分と納戸の換気扇からも雨漏りがします。また、給湯器は老朽化のため、現在故障しており使用できません。宅地内では水道局から水道栓を止水状態にしているにもかかわらず水漏れがあると指摘されたことが最近ありました。 3 本件建物は、元々昭和 38 年新築当時は平家建てで、現在の本件土地と東側に隣接する 24-2 の土地とにまたがって建っていたものを、昭和 50 年頃に増築をして 2 階建てとした後、平成 19 年に東側部分を切って、現在の本件建物の状況となりました。それ以降、特段リフォームなどはしていません。 4 本件建物内ではペットなどは飼っていません。 5 居室や敷地内で過去に事件や事故などはありません。 6 本件建物はオール電化住宅ですが、太陽光パネルは設置していません。 7 敷地について、隣地と境界などで争いはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年2月5日 (水) 16:02-16:19	神戸地方法務局伊丹支局	公図等閲覧、登記事項証明書交付申請
7年2月5日 (水) 16:39-16:44	物件所在地	物件確認、物件調査、写真撮影、共有者Aに照会書等交付
7年2月12日 (水) 9:45-10:29	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、評価人帯同、共有者Aと面談
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

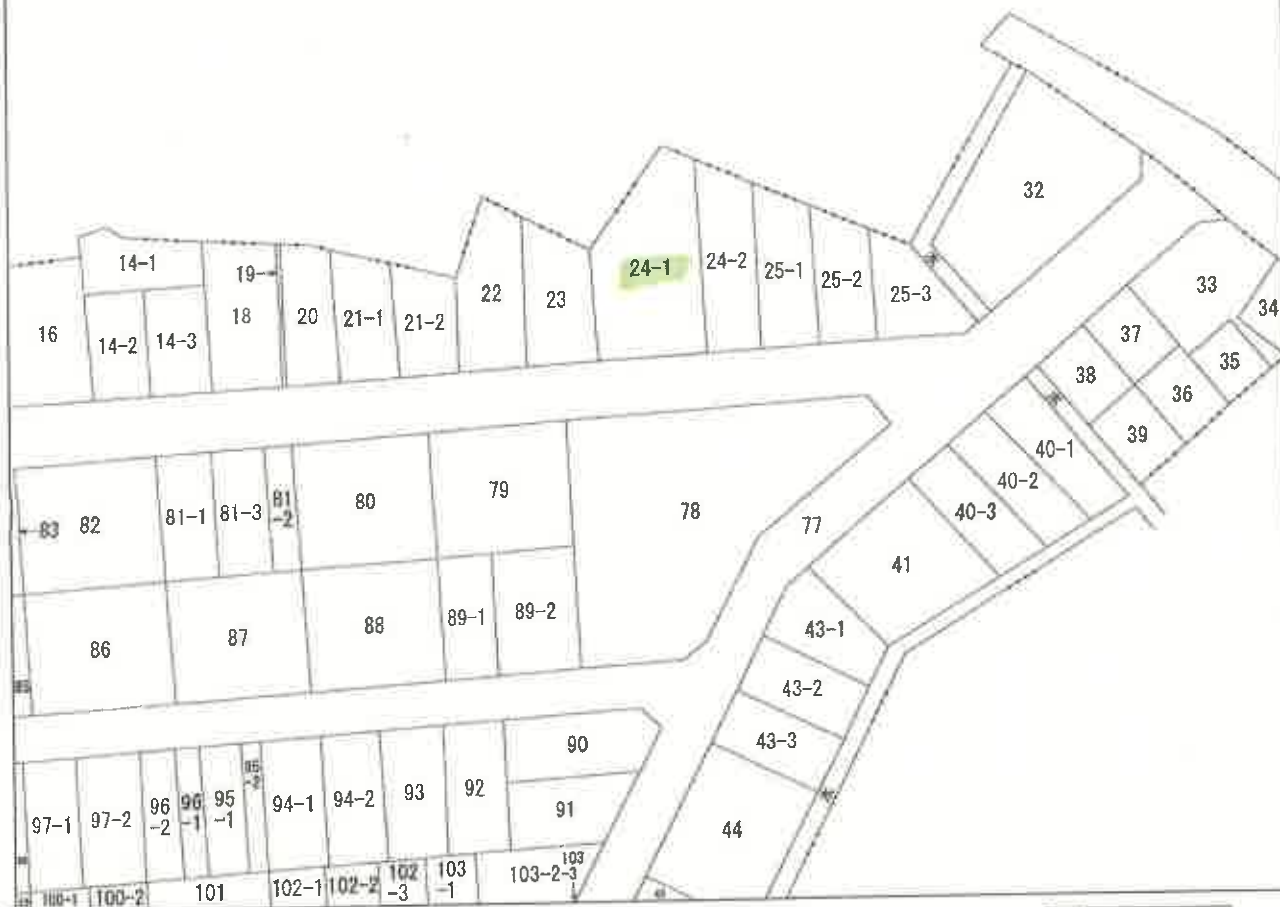
■ 令和7年2月12日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	伊丹市南野北三丁目		地番	24番1	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類
作成年月日			備付年月日(原図)		補事項	

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(7 枚目)

登記年月日：平成19年2月15日

9.9.19.2.15

前 後・野

地積測量図

地 番 24-1,24-2

土地の所在 伊丹市南野北三丁目

座標求積表

測点	(イ) 24-1	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$	距離
A1		100.848	57.332	-659.823001	11.84
A5		100.740	69.181	1891.361536	24.35
A6		125.097	68.939	1787.091066	3.78
288		126.644	65.535	-613.340355	13.66
A2		119.737	57.305	-1489.126776	15.06
			座標値	513.350750	
			座標値	257.783750	m

測点	(ロ) 24-2	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$	距離
A5		100.740	69.181	-1891.122800	7.16
A4		100.798	76.346	1613.976660	21.08
A3		121.881	76.179	1637.108200	1.00
271		122.268	75.262	242.043908	6.87
A6		125.097	68.939	-1485.456944	24.35
			座標値	325.553594	
			座標値	162.764970	m

合 計 420.5953720

引張点表

引張点	点名	X座標	Y座標	座標	角度
基準点P1	4.3	97.888	44.480		マンホール上
基準点P2	8.7	98.099	83.880		マンホール上
引張点	点名	X座標	Y座標	座標	角度
110 A1		100.648	57.332	P1	13.148
				P2	26.670
114 A5		100.740	69.181	P1	24.867
				P2	14.934
113 A4		100.798	76.346	P1	31.939
				P2	8.002

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(8 枚目)

137106

作製者

TEL 06 (6384) 9962
FAX 06 (6384) 9963
(平成 19 年 2 月 6 日作製)

申請人

縮尺 1/250

登記年月日：平成19年5月22日

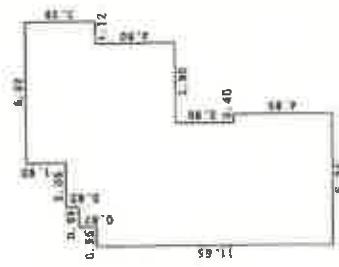
平成19.5.22 各階平面図

建物図面各階平面図

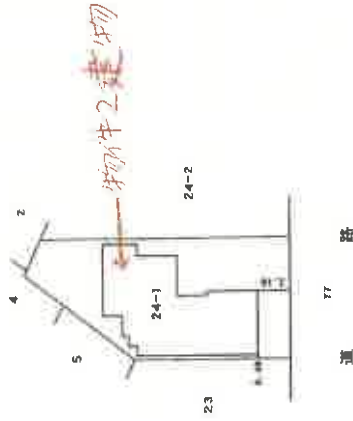
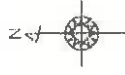
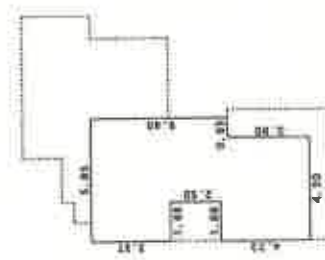
家屋番号 24番1

建物の所在 伊丹市南野北三丁目24番地1

1 階



2 階



268431 068389

作成者

縮尺 1/250

申請人

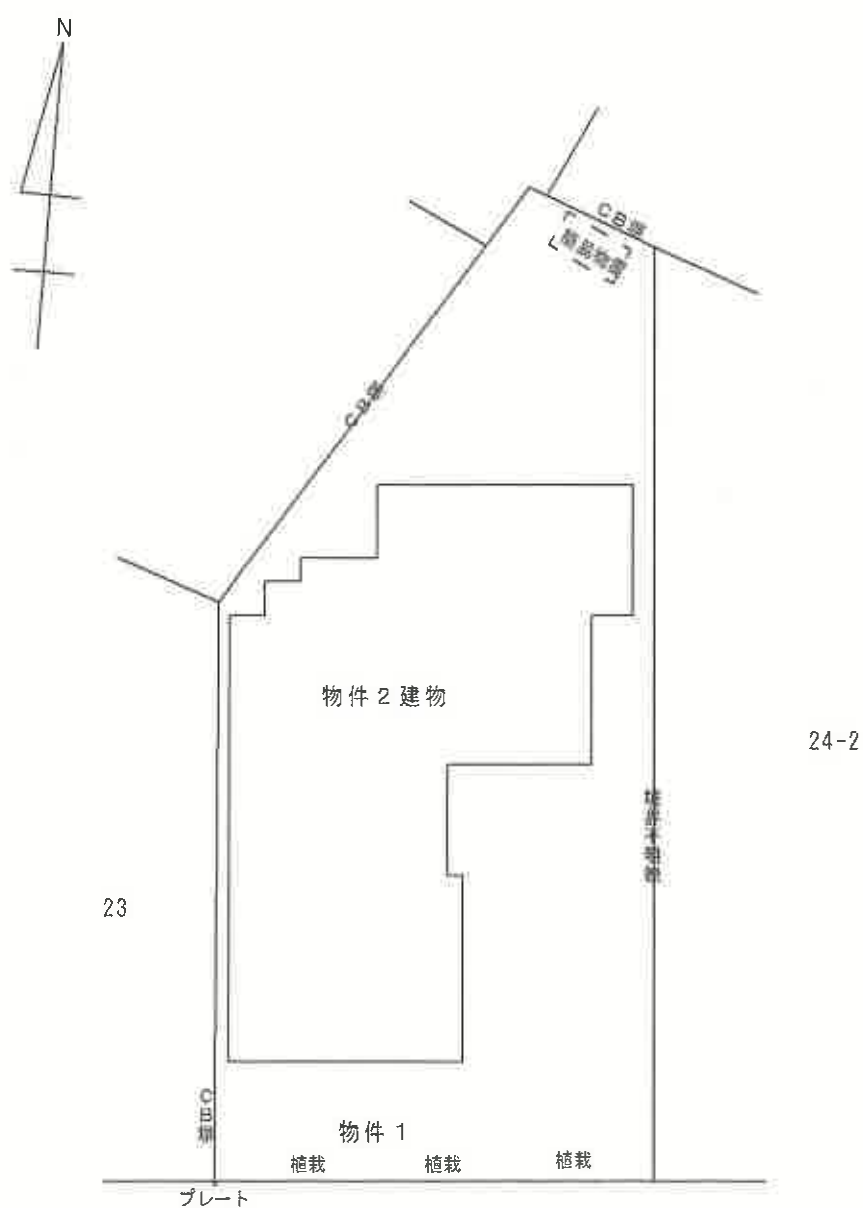
縮尺

1/500

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(9 枚目)

概略見取図 (縮尺記載なし)



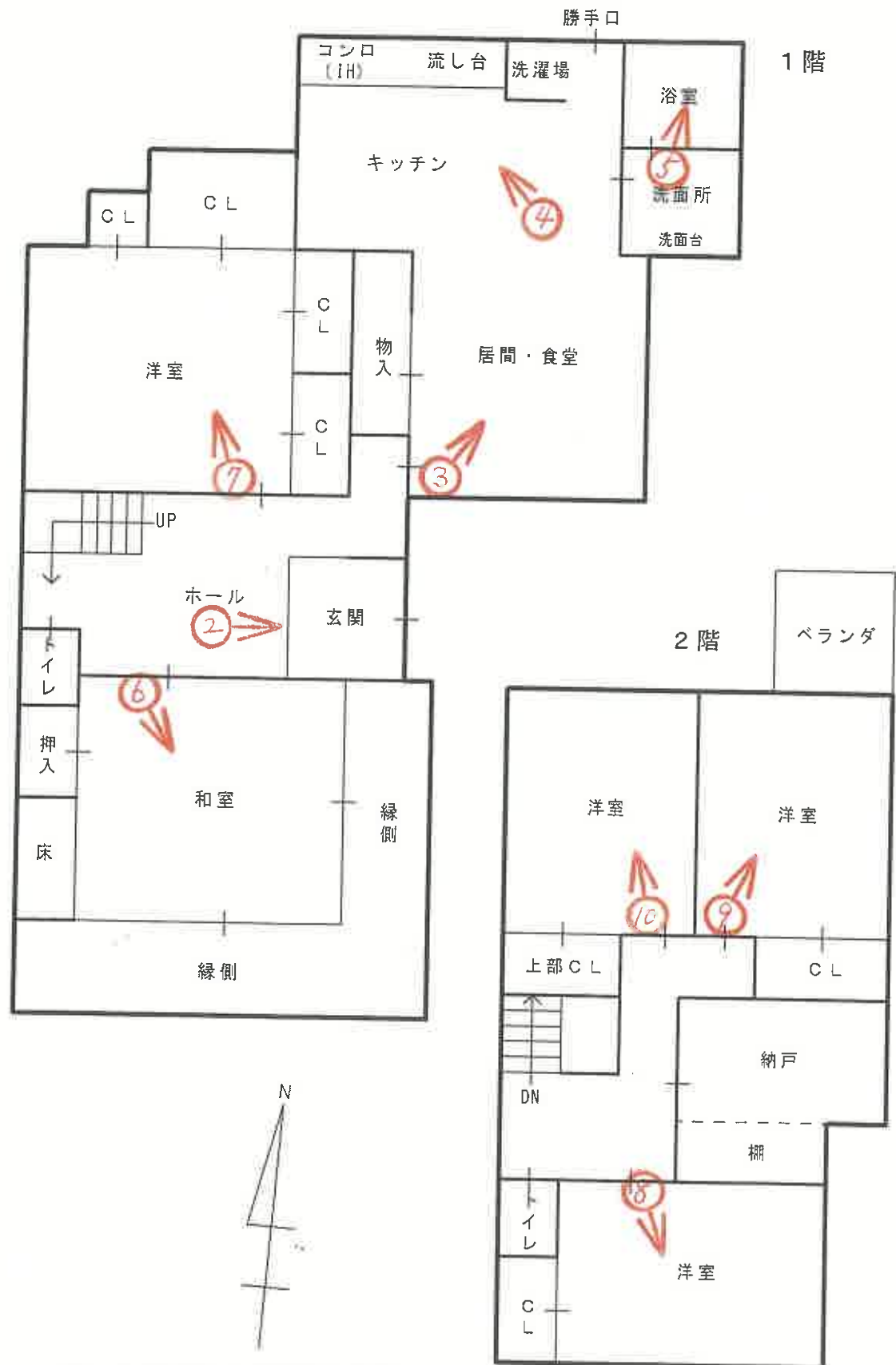
市道・幅員約5.5m

法42条1項1号

(←○は写真番号および撮影位置・方向)

(10 枚目)

建物間取図 (縮尺記載なし)



(←○は写真番号および撮影位置・方向)

(// 枚目)



③



④



(13 枚目)

⑤



⑥



(14 枚目)

⑦



⑧



(15 枚目)

⑨



⑩



(16 枚目)

令和 6 年 《ケ》 第 30056 号
令和 7 年 2 月 12 日 現 地 調 査
令和 7 年 3 月 7 日 評 価

神戸地方裁判所
尼崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

廣嶋琢也

第1 評価額

一括価格	
金27,190,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金10,700,000円
物件2（建物）	金16,490,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	阪急伊丹線 新伊丹駅の西方 約1.4km (道路距離) (附属資料「対象不動産・公示地等の所在図」参照)	
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が多い既成住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域※ 60 % 200 % 建築基準法22条区域 第2種高度地区 ※南側一部は第2種低層住居専用地域 (建ぺい率：60%、容積率：150%)
画 地 条 件	登記地積 257.78㎡ の略台形地 (中間画地) 間口×奥行 約12m×約25m 市道面とほぼ等高な平坦地である。 東側境界以外はC B塀が存し、境界は概ね明瞭で、地積測量 図と符合するものと判断するが、東側境界は不明瞭である。	
接面道路の状況	南側 約5.5m市道(建築基準法42条1項1号)	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり (引込無し) 下 水 道 あり (注)供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込 み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、 その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機 関による土壌汚染調査を要する。	
特 記 事 項	・ 宅地内で水道の漏水があるとのことである。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和38年12月10日 新築 昭和50年3月日不詳変更 昭和50年3月日不詳一部取毀・増築 平成5年月日不詳増築 平成19年2月15日一部取毀 経過年数 61 年程度（新築時より） 経済的残存耐用年数 0 年（残価程度と判定）
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : モルタル等 内 壁 : クロス・ジュラク壁等 天 井 : クロス・合板等 床 : フローリング・タタミ・カーペット等 設 備 : オール電化仕様で、コンロはIH、給湯は電気温水器であるが、電気温水器は老朽化により使用不可とのことである。 そ の 他 : 屋根裏収納庫・ロフトが存する。
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 : 居宅 間 取 り : 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	内部は全体として老朽化が見られる他、玄関付近の天井部分・1階浴室天井に雨漏りがあり、納戸換気扇からの雨の浸透がある状態である。 また、2階廊下付近の床が南西方へ若干下り傾斜している模様である。
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物についてはアスベストを含有する成形材等が使用されている可能性は低い。なお、アスベスト使用の詳細の把握には専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	177,000	0.93	257.78	0.90	38,190,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（伊丹－7）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $195,000 \times 102/100 \times 100/101 \times 100/111 \rightleftharpoons 177,000$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正：方位（1.01）

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/98 \times 100/104 \times 100/115 \times 100/95 \rightleftharpoons 100/111$

イ 個別格差：形状・方位・水道漏水あり（0.93）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	195,000	166.83	0.02	650,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的全耐用年数を満了しており、雨漏りや電気温水器が使用不可の事項も加味してその経済価値は残価率（2％）程度と判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	38,190,000	0.60	法定地上権	22,910,000
			計	22,910,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	38,190,000	-22,910,000		1.00	0.70	10,700,000
2	650,000	+22,910,000	1.00	1.00	0.70	16,490,000
	一 括 価 格 (合 計)					27,190,000

ウ 占有減価修正： 不要と判断した。

エ 市場性修正： 追加の市場性修正は不要と判断した

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (伊丹一7)
所 在 : 伊丹市鈴原町9丁目376番
価 格 : 195,000円/㎡
位 置 : 阪急伊丹線「新伊丹」駅より道路距離1km
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 170㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 東側幅員4m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%, 容積率100%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和6年度)
物件1 : 28,706,380円
物件2 : 2,088,500円

第7 附属資料の表示

- 1 物件目録
- 2 対象不動産・公示地等の所在図
- 3 公図
- 4 地積測量図
- 5 建物図面・各階平面図
- 6 概略見取図
- 7 建物間取図
- 8 参考写真

以 上

物 件 目 録

1 所 在 伊丹市南野北三丁目

地 番 24番1

地 目 宅地

地 積 257.78平方メートル

共有者 A 持分15分の10

共有者 B 持分15分の5

2 所 在 伊丹市南野北三丁目 24番地1

家屋 番号 24番1

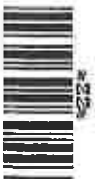
種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 112.64平方メートル
2階 54.19平方メートル

共有者 A 持分5分の4

共有者 B 持分5分の1







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在					伊丹市南野北三丁目		地 番	24番1	
出 力 縮 尺	1/600		精 度 区 分	座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方方法務局伊丹支局管轄)

令和6年10月23日

大阪法務局北出張所

地図整理番号：M03314

登記官

(1/1)

登記年月日：平成19年2月15日

令和6年10月23日 大阪法務局北出張所

(神戸地方法務局伊丹支局管轄)

登記号

地図整理番号：N03315

平成19.2.15

前・後・新

地積測量図

地番 24-1,24-2

土地の所在 伊丹市南野北三丁目

座標求積表

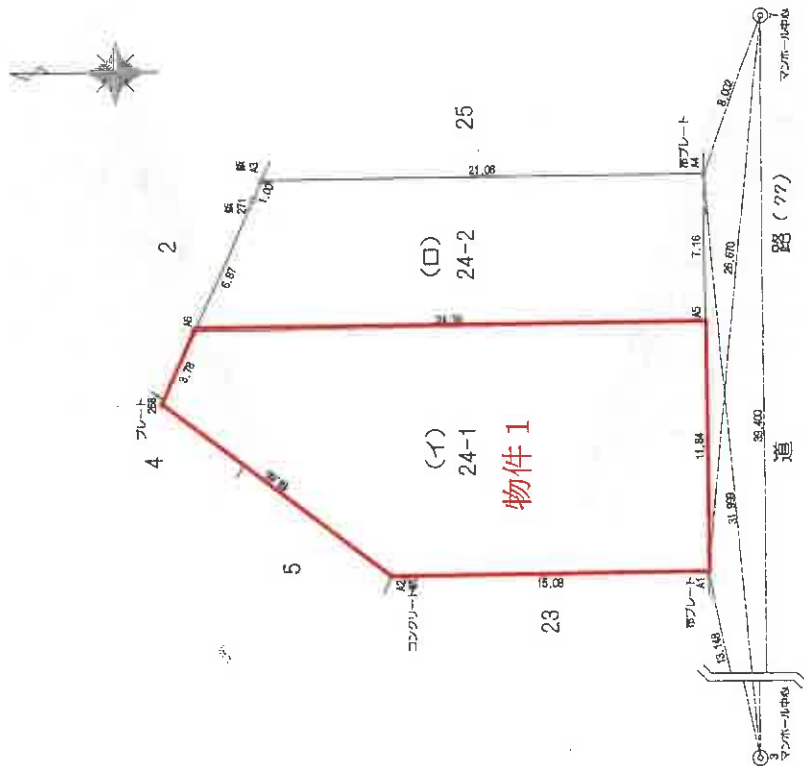
地番	(イ) 24-1					
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離		
A1	100.648	57.332	-859.823001	11.84		
A5	100.740	68.181	1691.361536	24.35		
A6	125.097	68.989	1787.091066	3.78		
268	128.644	65.535	-613.342065	13.66		
A2	115.737	57.305	-1489.726776	15.08		
		倍面積	515.560750			
		面積	257.7803750	m ²		

地番	(ロ) 24-2					
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離		
A5	100.740	68.181	-1681.122800	7.16		
A4	100.796	76.346	1613.975593	21.08		
A3	121.881	76.179	1637.108200	1.00		
271	122.296	75.262	242.045808	6.87		
A6	125.097	68.989	-1485.436994	24.35		
		倍面積	325.563994			
		面積	162.7819970	m ²		

合計 420.5653720

引張点表

点番	点名	X座標	Y座標	距離	角度
基準点P1	43	97.968	44.480		マンホール中心
基準点P2	87	98.098	83.890		マンホール中心
点番	点名	X座標	Y座標	距離	角度
110 A1	100.648	57.332	P1	13.148	77-47-39
			P2	26.670	275-29-12
114 A5	100.740	68.181	P1	24.867	83-22-02
			P2	14.934	280-11-27
113 A4	100.796	76.346	P1	31.999	84-45-00
			P2	8.002	289-42-12



137106

吹田市佐井寺2丁目21番1
土地家屋調査士

TEL 06(6384)9962
FAX 06(6384)9963
(平成19年2月6日作製)

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方裁判所伊丹支部(審判部))
令和6年10月23日 大阪法務局北出張所 登記官

平成19.5.22 各階平面図

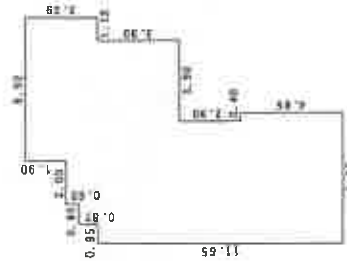
建物図面
各階平面図/25.22

家屋番号 24番1

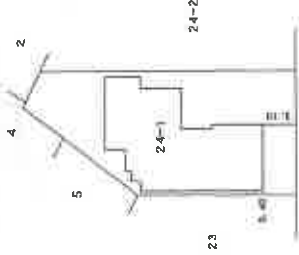
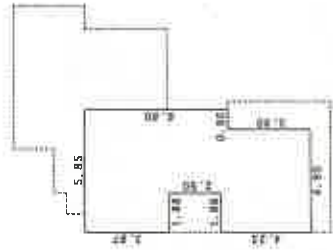
建物の所在 伊丹市南野北三丁目24番地1

<物件2建物>

1 階



2 階



道 路

268431 054886

作成者 大阪府天王寺区上沙三丁目4番地
土地家屋調査士法人光井登記・測量
社員土地家屋調査士 (特設 19 年 非 日作成)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

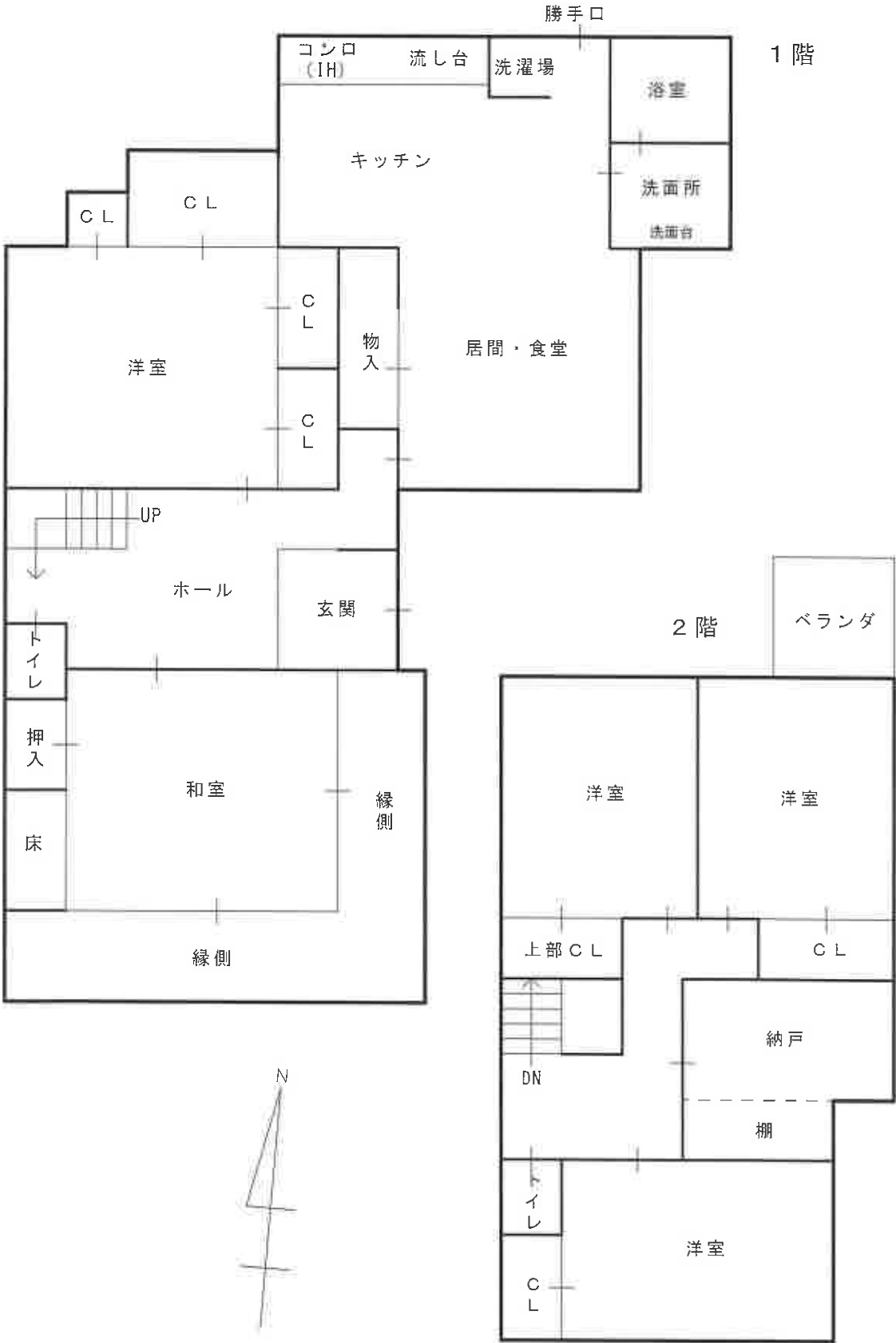
概略見取図 (縮尺記載なし)



市道・幅員約5.5m

法42条1項1号

建物間取図
(縮尺記載なし)



参考写真

南西方より



南東方より

